

2018年9月21日

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰徳 様

株式会社ぜん
代表取締役 尾崎 成彦

「2018年8月28日再々申入書」に対するご回答

先般、貴団体より頂きました申し入れにつき、下記の通りご回答申し上げます。

記

1. 入会后4か月未満の会員が休会・退会する場合の制限について
「ピラティススタイル」「basi ピラティス」「ヨガプラス」「ビクラムヨガ」全ブランドにて、通常料金にてご入会いただいた消費者（※）の入会后4か月未満の休会・退会に関する制限を撤廃します。
※各種キャンペーンを利用してご入会いただいた消費者を除く
2. 消費者のみなさまへのご案内について
前項に基づき、2018年10月末日までに、当社ホームページを改定するとともに、入会時の説明ガイドも併せて訂正します。
3. 上記事項に違反した場合の金員の返還について
今後当社は、消費者に対してエクササイズレッスンを提供するに際して、上記1. に違反した場合には、消費者からの契約取消の要求に応じるとともに、当該消費者から受け取った金員がある場合には、その全額を速やかに消費者に返還します。

以 上